

特別児童扶養手当の概要 (Q & A集)

帯広市市民福祉部こども福祉室子育て支援課

Q1.特別児童扶養手当ってどんなものですか？

児童の福祉増進を図るため、身体や精神に障害のある 20 歳未満の児童を養育する父母、または父母に代わって養育している人が受給できる手当です。ここでの養育の基準は、児童を監護し、生計を維持していることを指します。

Q2.どの程度の障害だと該当しますか？

判断基準表（一部抜粋）

障害区分	1 級	2 級
視 力	視力の良い方の眼の視力が0.03以下	視力の良い方の眼の視力が0.07以下・
聴 力	両耳の聴力レベルが100db以上	両耳の聴力レベルが90db以上
上 肢	両上肢の全てに機能障害があったり、欠いている場合	一上肢の全てに機能障害があったり、欠いている場合
下 肢	両下肢の全てに機能障害があったり、欠いている場合	一下肢の全てに機能障害があったり、欠いている場合
体幹機能	座ったり、立つことが不能	歩くことができない
日常生活	身体機能障害及び長期安静により、前述と同程度の状態にあり、日常生活の用を弁することが不能な状態	身体機能障害及び長期安静により、前述と同程度の状態にあり、日常生活の用に制限が加えられる状態
	精神の障害であって、前述と同程度以上の状態	精神の障害であって、前述と同程度以上の状態
	身体機能障害・症状及び精神障害と重複し、前述と同程度以上の状態	身体機能障害・症状及び精神障害と重複し、前述と同程度以上の状態

上記の表のような状態を基準としますが、細かくは診断書の内容によって認定されます。診断書の様式は知的障害、聴覚障害、循環器障害など障害内容によって分かれています。また、次のような場合は診断書を省略できます。

- ・療育手帳 A 判定を受けている（ただし、判定から2年以内であること）
 - ・身体障害者手帳 1～3 級をもっている（交付日から1年以内であること。4 級の場合は内容により省略できる場合もあるので、ご相談ください。）
- また、これ以外の判定であっても、手帳の写しをいただきます。

Q3.所得制限限度額は？

特別児童扶養手当の支給を受けるには、所得額が下表の限度額を超えていない必要があります。限度額を超える場合は、受給資格は有していても手当は支給停止状態となります。

扶養親族等の数	請求者(本人)	配偶者・扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
4人	6,116,000円	7,175,000円
5人以上	380,000円ずつ加算	213,000円ずつ加算

Q4.手当月額はいくらですか？

認定の可否及び等級については、診断書または手帳の判定内容に基づき、決定されています。また、手当月額は自動物価スライド制となっており、物価の上下に伴い額改定が行われます。

(令和5年4月分手当より)

区分	1級	2級
児童一人につき	月額 53,700円	月額 35,760円

Q5.手当の支払い時期はいつですか？

4月11日、8月11日、11月11日（土日祝日の場合はその直前の平日。）の年3回の支給日となっており、支払月の前月から4ヶ月分がまとめて支給されることになります。

支給月	対象月	支給額（1級）	支給額（2級）
4月	12、1、2、3月分	214,800円	143,040円
8月	4、5、6、7月分	214,800円	143,040円
11月	8、9、10、11月分	214,800円	143,040円
年間支給額		644,400円	429,120円

なお、既に受給されている方の中で、再認定時の診断書の提出の遅滞や、支給停止状態からの解除等により、本来の支給月に支払いができなかった場合は、毎月11日に行われる随時払によって手当が支払われることもあります。

Q6.手当を受けられない場合はありますか？

- ・ 対象児童若しくは請求者が日本国内にいない
- ・ 障害年金を受け取っている、または受けることができるとき
- ・ 児童福祉施設等に対象児童が入所しているとき 等

以上のようなケースに該当する場合は、認定請求を行っても却下されてしまいます。また受給中にこの事実が発生した場合は、資格喪失となります。

Q7.手続きに必要なものはありますか？

下表のとおりになりますが、戸籍謄本については、特別児童扶養手当の申請であれば、手数料が減免され無料で取得できるようになっています。

また、療育手帳や身障者手帳の判定内容や判定時期によっては診断書を省略することもできます。(下表備考参照)

下表の必要書類の他に、マイナンバーを確認するための書類（通知カード、マイナンバーカード等）、及び身分確認書類（運転免許証、保険証等）の提示が必要です。

提出書類	備 考
○戸籍謄本 (※本籍地が帯広の場合は無料取得可)	戸籍謄本は本籍地でないと取得できないため、市外に本籍地がある人は注意してください(発行後1ヶ月有効)。
○口座申立書	銀行で証明印を押印している場合、通帳は不要です。
●療育手帳	判定がAでかつ判定日から2年以内であれば診断書を省略できます。判定に関わらず、手帳をお持ちの場合は写しをいただきます。
●身障者手帳	判定が1～3級(4級一部可)で、交付日から1年以内のものなら診断書を省略できます。判定に関わらず、手帳をお持ちの場合は写しをいただきます。
●診断書	障害別で様式が分かれています。診断書の有効期限は おおむね2か月 となります。
●通帳	口座申立書に証明印の押印がない場合は、通帳の写しをいただきます。
●扶養親族申立書	16～19歳の別居している扶養親族がいる場合は必要になります。
●養育申立書	対象児童の養育者が実の父母以外の場合は必要になります。
●別居監護申立書	対象児童が高等養護学校等の寮に入っており、別居している場合に必要です。

※○～必ず必要、●～場合によって省略可

Q8.診断書はどうやってできますか？

診断書は医師に書いてもらう必要がありますが、知的・精神障害の場合は知能・発達検査による判定をもとに診断書を作成します。

この場合は2通りの進め方があります…

○検査が実施できる病院で判定を行い、診断書も作成（2～3回通院）

○検査は児童相談所で行い、診断書は病院で作成してもらう

予約してから診断書ができるまで2～3ヶ月程の期間は必要になります。どちらの方法を選ぶかは申請者の自由ですが、後者の場合の方が、前者より早く診断書が出来る可能性があります。

Q9.転入時には、所得課税証明書は必要ですか？

マイナンバー制度の情報連携開始に伴い、提出が不要となりました。

Q10.認定まではどれくらいかかりますか？

新規申請をして、認定を受けるまでは早くても1ヶ月、長いと3～4ヶ月程度かかる場合があります。これは、その時期に再認定等を行っている人が多かったり、障害の程度の認定が難しい（2級になるか、非該当か）等の要因から、かなり時間を要するためです。

しかし、新規申請の場合は、認定されれば申請月の翌月から手当が計算されます。再認定の場合は、期限までに書類を提出していれば、認定が遅くなっても手当が不支給になることはありません。

Q11.定期的に提出するものはありますか？

証書にも欄がありますが、再認定の時期という項目があり、その月中までに次の診断書の提出、または更新した手帳の写しを提出しなければなりません。ここで必要書類の提出を行わないと、提出するまで手当が支給停止になり、提出までに要した月分の手当が不支給となってしまいます。基本的には、2年周期で再認定が必要となっています。

その他に、毎年所得状況調査を8月～9月頃の期間で行っており、これにより所得制限限度額を超えていないか確認します。限度額を超えていた場合、1年間の手当が支給されません。これも提出をしないと、提出するまで手当は支給停止状態になってしまいます。（ただし、こちらは提出が遅れても手当が不支給になることはありません。）

Q12.変更事項がある場合はどうすればいいですか？

変更事項がある場合は、変更届の提出が必要になります。住所、氏名、振込口座を変更できます。（氏名の場合は戸籍謄本、口座の場合は通帳の写しも必要になります。あとは、共通の添付書類として、手当証書も必要になります。）

また、対象児童の障害程度が増進したり、対象児童を追加したい場合は額改定請求書により手続きを行うことができます。

Q13.市外で受給していて転入した場合、どうすればいいですか？

市外から転入した場合、前住地で特別児童扶養手当を受給されていた場合は、新たに申請等の作業は必要なく、変更届を提出していただきます。なお、手続きの際は、前住地での証書を忘れずにお持ちください。

Q14.対象児童が20歳になったらどうすればいいですか？

まず、特別児童扶養手当に関しては、20歳に到達すると資格を喪失するため、資格喪失の手続き（資格喪失届の提出）と証書の返還を行っていただきます。また、20歳に到達しますと、別の手当や年金等の対象年齢になりますので、ご相談ください。

※ 注意点 ※

当概要は目安であり、場合によっては例外となることがありますのでご注意ください。

特別児童扶養手当に関するお問い合わせは…

帯広市市民福祉部 こども福祉室 子育て支援課 子育て支援係

TEL:0155-25-9700 E-Mail:child_support@city.obihiro.hokkaido.jp